

## ○ 福祉用具専門相談員について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331011 号厚生労働省老健局振興課長通知）

(変更点は下線部)

改 正 前	改 正 後
<p>第一～第三　（略）</p> <p>第四　指定講習の実施方法及び基準について</p> <p>（1）指定講習の実施方法</p> <p>指定講習は講義、演習により行うこととし、受講者が講習課程での知識及び技術の修得がなされていることにつき確認ができるようなものであること。</p> <p>この場合、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義の課程の中で、この内容が担保されている必要がある。</p>	<p>第一～第三　（略）</p> <p>第四　指定講習の実施方法及び基準について</p> <p>（1）指定講習の実施方法</p> <p>指定講習は講義、演習により行うこととし、受講者が講習課程での知識及び技術の修得がなされていることにつき確認ができるようなものであること。</p> <p>この場合、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義の課程の中で、この内容が担保されている必要がある。</p> <p><u>指定講習の修了評価については、指定講習修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要がある。</u></p> <p><u>全科目の修了時に、別紙 1 「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。</u></p> <p><u>修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる（知っているレベル）」「概説できる（一通りの概要を説明できるレベル）」を想定している。</u></p> <p><u>「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。</u></p>

<p>(2) 指定講習の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定講習の内容</p> <p>指定講習の内容は、「介護保険法施行規則第二十三条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)で定めるカリキュラムによるが、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合においては、適用しないこととされており、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 指定講習の課程を教授するのに適當な者</p> <p>イの内容を教授するのに適當な者であることが必要であり、具体的には、<u>別紙</u>の要件を満たす適切な人材が確保されていること。</p> <p>ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、別紙の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。</p>	<p>(2) 指定講習の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定講習の内容</p> <p>指定講習の内容は、「介護保険法施行規則第二十三条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)及び<u>別紙1</u>で定めるカリキュラムによるが、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合においては、適用しないこととされており、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 指定講習の課程を教授するのに適當な者</p> <p>イの内容を教授するのに適當な者であることが必要であり、具体的には、<u>別紙2「講師要件表」</u>に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。</p> <p>ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認めるものについては、別紙の要件を適用しないため、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。</p>
<p>第五 事業者の指定申請手続き等について</p> <p>(1) 指定の申請</p> <p>指定講習を行う者として指定を受けようとする者は、施行規則第22条の34で準用する第22条の26第1項(第6号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することとなるが、「その他指定に関し必要があると認める事項」として、旧通知である「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」(平成11年6月9日老発第437号厚生省老</p>	<p>第五 事業者の指定申請手続き等について</p> <p>(1) 指定の申請</p> <p>指定講習を行う者として指定を受けようとする者は、施行規則第22条の34で準用する第22条の26第1項(第6号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することとなるが、「その他指定に関し必要があると認める事項」として、旧通知である「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」(平成11年6月3日老発第437号厚生省老</p>

<p>人保健福祉局長通知)に定める「年間事業計画表」等の様式を用い、指定講習の開催状況等を確認するためのものを提出させることが考えられる。</p> <p>また、「運営規程」の内容については、講習受講者に指定講習の内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 開講目的</li> <li>(イ) 講習の名称</li> <li>(ウ) 事業所の所在地</li> <li>(エ) 講習期間</li> <li>(オ) 講習課程</li> <li>(カ) 講師氏名</li>   <li><u>(キ) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い</u></li> <li><u>(ク) 年間の開講期間</u></li> <li><u>(ケ) 受講手続き</u></li> <li><u>(コ) 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額</u></li> </ul>	<p>人保健福祉局長通知)に定める「年間事業計画表」等の様式を用い、指定講習の開催状況等を確認するためのものを提出させることが考えられる。</p> <p>また、「運営規程」の内容については、講習受講者に指定講習の内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 開講目的</li> <li>(イ) 講習の名称</li> <li>(ウ) 事業所の所在地</li> <li>(エ) 講習期間</li> <li>(オ) 講習課程</li> <li>(カ) 講師氏名</li>   <li><u>(キ) 修了評価の実施方法</u></li> <li><u>(ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い</u></li> <li><u>(ケ) 年間の開講期間</u></li> <li><u>(コ) 受講手続き</u></li> <li><u>(コ) 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額</u></li> </ul>
(2) (略)	(2) (略)